

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第1号に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料</p> <p>算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する病院等にあつては医科点数表、算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあつては歯科点数表により算定した点数に<u>100分の108</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。）</p> <p>1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「医薬品等告示」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に<u>100分の108</u>（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料</p> <p>医科点数表等により算定した点数に<u>100分の108</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 健康診断料</p> <p>ア 個人健康診断料</p> <p>医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第1号に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料</p> <p>算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する病院等にあつては医科点数表、算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあつては歯科点数表により算定した点数に<u>100分の110</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。）</p> <p>1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「医薬品等告示」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に<u>100分の110</u>（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料</p> <p>医科点数表等により算定した点数に<u>100分の110</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 健康診断料</p> <p>ア 個人健康診断料</p> <p>医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に</p>

定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。

イ 集団健康診断料

1人につき、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(8) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき317点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては522点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、541点）、3歳以上6歳未満の幼児及び妊婦に予防接種を行った場合にあつては392点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の108を乗じて得た点数とする。

(9) 人間ドック料 1人につき 6,588点

(10) [略]

(11) 乳房マッサージ料 1回につき 259点（消費税等が課されないものにあつては、240点）

(12) 分べん介助料

ア 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん 22,000点（人工流産の場合にあつては、23,760点）

イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）における分べん 23,000点（人工流産の場合にあつては、24,840点）

ウ 休日又は深夜における分べん 24,000点（人工流産の場合にあつては、25,920点）

エ [略]

オ 多胎分べん（人工流産の場合に限る。）の場合は、アからウまでに掲げる分べんの区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合に限る。以下オにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき

定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の110（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。

イ 集団健康診断料

1人につき、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(8) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき323点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては528点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、547点）、3歳以上6歳未満の幼児及び妊婦に予防接種を行った場合にあつては398点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。

(9) 人間ドック料 1人につき 6,710点

(10) [略]

(11) 乳房マッサージ料 1回につき 264点（消費税等が課されないものにあつては、240点）

(12) 分べん介助料

ア 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん 22,000点（人工流産の場合にあつては、24,200点）

イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）における分べん 23,000点（人工流産の場合にあつては、25,300点）

ウ 休日又は深夜における分べん 24,000点（人工流産の場合にあつては、26,400点）

エ [略]

オ 多胎分べん（人工流産の場合に限る。）の場合は、アからウまでに掲げる分べんの区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合に限る。以下オにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき

所定点数の100分の50に相当する点数に1,620点を加えた点数を加算した点数とする。

(13) 配偶者間人工授精手技料 1回につき 1,080点

(14) 子宮内避妊器具挿入料

1回につき、使用した子宮内避妊器具の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）及び2,700点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(15) 子宮内避妊器具除去料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）に500点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(16) 緊急避妊薬投薬料

1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に69点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(17) ケミカルピーリング料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める外来診療料の点数に800点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(18) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料

1回につき 521点

(19) セカンドオピニオン相談料 相談時間30分まで1,080点、その後15分までごとに540点

(20) 陥入爪（巻爪）の超弾性ワイヤーによる治療料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料（再診の場合は、外来診療料）の点数に1指につき100点及び使用した材料の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(21) [略]

(22) 遺伝カウンセリング料 1回につき 540点

(23) 遺伝学的検査料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料並びに第2章特掲診療料に定める血液学的検査判断料、検体検査管理加算（I）及び血液採取の点数に病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(24) [略]

所定点数の100分の50に相当する点数に1,650点を加えた点数を加算した点数とする。

(13) 配偶者間人工授精手技料 1回につき 1,100点

(14) 子宮内避妊器具挿入料

1回につき、使用した子宮内避妊器具の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）及び2,700点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(15) 子宮内避妊器具除去料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）に500点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(16) 緊急避妊薬投薬料

1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に69点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(17) ケミカルピーリング料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める外来診療料の点数に800点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(18) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料

1回につき 537点

(19) セカンドオピニオン相談料 相談時間30分まで1,100点、その後15分までごとに550点

(20) 陥入爪（巻爪）の超弾性ワイヤーによる治療料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料（再診の場合は、外来診療料）の点数に1指につき100点及び使用した材料の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(21) [略]

(22) 遺伝カウンセリング料 1回につき 550点

(23) 遺伝学的検査料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料並びに第2章特掲診療料に定める血液学的検査判断料、検体検査管理加算（I）及び血液採取の点数に病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(24) [略]

(25) 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料

ア 死体検案料 1体につき 2,160点

イ 死体検案のための医師派遣料

医科点数表第2章第2部在宅医療に定める往診料の点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(26) 死体処置料 1体につき 756点

(27) 洗濯料

ア・イ [略]

ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき 42点

(28)・(29) [略]

(30) 新生児・乳児管理料

ア 新生児管理料 1日につき 700点

イ 乳児管理料 1日につき 756点 (生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき700点)

(31) 診療記録開示手数料 1件につき 216点

(32) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1通につき 324点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1通につき 194点

(b) 連記式のもの 1人につき 108点

(イ) 死亡診断書 1通につき 324点

(ウ) その他の診断書

a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1通につき 324点

b 生命保険の給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書 1通につき 823点

c その他の診断書 1通につき 540点

イ 検案書

(ア) 死体検案書 (変死体検案書を除く。) 1通につき 540点

(イ) 変死体検案書 1通につき 1,080点

ウ 証明書

(ア) 交通事故に係る証明書 1通につき 324点

(イ) その他の証明書

a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の証明書 1通につき 324点

b その他の証明書 1通につき 108点

(25) 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料

ア 死体検案料 1体につき 2,200点

イ 死体検案のための医師派遣料

医科点数表第2章第2部在宅医療に定める往診料の点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(26) 死体処置料 1体につき 770点

(27) 洗濯料

ア・イ [略]

ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき 43点

(28)・(29) [略]

(30) 新生児・乳児管理料

ア 新生児管理料 1日につき 720点

イ 乳児管理料 1日につき 792点 (生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき720点)

(31) 診療記録開示手数料 1件につき 220点

(32) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1通につき 330点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1通につき 198点

(b) 連記式のもの 1人につき 110点

(イ) 死亡診断書 1通につき 330点

(ウ) その他の診断書

a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1通につき 330点

b 生命保険の給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書 1通につき 838点

c その他の診断書 1通につき 550点

イ 検案書

(ア) 死体検案書 (変死体検案書を除く。) 1通につき 550点

(イ) 変死体検案書 1通につき 1,100点

ウ 証明書

(ア) 交通事故に係る証明書 1通につき 330点

(イ) その他の証明書

a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の証明書 1通につき 330点

b その他の証明書 1通につき 110点

エ [略]

2 紹介外初診時負担額（一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。）数が200床以上の病院において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下同じ。）数が400床以上の地域医療支援病院（医療法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）

ア 医師である保険医による初診の場合 5,400円（消費税等が課されないものにあつては、5,000円）

イ 歯科医師である保険医による初診の場合 3,240円（消費税等が課されないものにあつては、3,000円）

(2) 許可病床数が400床未満の地域医療支援病院 3,240円（消費税等が課されないものにあつては、3,000円）

(3) 前2号に掲げる病院以外の病院 2,160円（消費税等が課されないものにあつては、2,000円）

3 再診時負担額（許可病床数が400床以上の地域医療支援病院において行う再診（他の病院（許可病床数が400床未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他医療局長が別に定める場合に係る再診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医師である保険医による再診の場合 2,700円（消費税等が課されないものにあつては、2,500円）

(2) 歯科医師である保険医による再診の場合 1,620円（消費税等が課されないものにあつては、1,500円）

4 [略]

5 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあつては、1食につき690円とする。

6 レントゲン設備並びに各種検査及び試験設備開放使用料の額は、医科点数表により算定した点数の100分の90に相当する点数に100分の108を乗じて得た点数に算定方法に定める1点単価の額を乗じて得た額とする。

エ [略]

2 紹介外初診時負担額（一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。）数が200床以上の病院において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下同じ。）数が400床以上の地域医療支援病院（医療法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）

ア 医師である保険医による初診の場合 5,500円（消費税等が課されないものにあつては、5,000円）

イ 歯科医師である保険医による初診の場合 3,300円（消費税等が課されないものにあつては、3,000円）

(2) 許可病床数が400床未満の地域医療支援病院 3,300円（消費税等が課されないものにあつては、3,000円）

(3) 前2号に掲げる病院以外の病院 2,200円（消費税等が課されないものにあつては、2,000円）

3 再診時負担額（許可病床数が400床以上の地域医療支援病院において行う再診（他の病院（許可病床数が400床未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他医療局長が別に定める場合に係る再診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医師である保険医による再診の場合 2,750円（消費税等が課されないものにあつては、2,500円）

(2) 歯科医師である保険医による再診の場合 1,650円（消費税等が課されないものにあつては、1,500円）

4 [略]

5 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあつては、1食につき700円とする。

6 レントゲン設備並びに各種検査及び試験設備開放使用料の額は、医科点数表により算定した点数の100分の90に相当する点数に100分の110を乗じて得た点数に算定方法に定める1点単価の額を乗じて得た額とする。

<p>7 往診等に要した交通費の額は、1回につき、次の各号に掲げる病院から患者までの片道の距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 5キロメートルを超え10キロメートル以下の場合 <u>400円</u></p> <p>(3) 10キロメートルを超える場合 <u>600円</u></p> <p>8 [略]</p>	<p>7 往診等に要した交通費の額は、1回につき、次の各号に掲げる病院から患者までの片道の距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 5キロメートルを超え10キロメートル以下の場合 <u>410円</u></p> <p>(3) 10キロメートルを超える場合 <u>610円</u></p> <p>8 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。